

具志頭地域の接道状況について

- ・具志頭地域は、都市計画区域外であるため、接道義務は適用されていない。
- ・現状として、接道条件「幅員 4m以上の道路に 2m接している」を満たしているかをチェックした。

「接道義務」とは、「都市計画区域では、建築物の敷地は、原則として 4m以上の幅員の道路に 2m以上接していなければならない。」という建築基準法 43 条の規定。

■接道条件の状況

字名称	建物件数 (件) A	接道条件を満たす (件) B	接道条件を満たさない(4m未満道路) (件) C	接道条件を満たさない(1.8m未満道路) (件) D	割合		
					接道条件を満たす B/A	接道条件を満たさない(4m未満道路) C/A	接道条件を満たさない(1.8m未満道路) D/A
後原	401	336	65		83.8%	16.2%	
新城	472	400	72		84.7%	15.3%	
具志頭	624	472	150	2	75.6%	24.0%	0.3%
長毛	232	207	25		89.2%	10.8%	
港川	259	88	158	13	34.0%	61.0%	5.0%
大頓	81	78	3		96.3%	3.7%	
坡名城	193	129	64		66.8%	33.2%	
安里	249	201	48		80.7%	19.3%	
与座	52	41	11		78.8%	21.2%	
仲座	169	93	76		55.0%	45.0%	
計	2,732	2,045	672	15	74.9%	24.6%	0.5%

1) 後原

- ・接道条件を満たさない建物 65 件／総数 401 件＝16.2% (4m未満道路)

2) 新城

- ・接道条件を満たさない建物 72 件／総数 472 件＝15.3% (4m未満道路)

3) 具志頭

- ・接道条件を満たさない建物 150 件／総数 642 件＝24.0% (4m未満道路)

・接道条件を満たさない建物 2 件／総数 642 件＝0.3% (1.8m未満道路)

4) 長毛

・接道条件を満たさない建物 25 件／総数 232 件＝10.8% (4m未満道路)

5) 港川

・接道条件を満たさない建物 158 件／総数 259 件＝61.0% (4m未満道路)

・接道条件を満たさない建物 13 件／総数 259 件＝5.0% (1.8m未満道路)

6) 大頓

・接道条件を満たさない建物 3 件／総数 81 件＝3.7% (4m未満道路)

7) 玻名城

・接道条件を満たさない建物 64 件／総数 193 件＝33.2% (4m未満道路)

8) 安里

・接道条件を満たさない建物 48 件／総数 249 件＝19.3% (4m未満道路)

9) 与座

・接道条件を満たさない建物 11 件／総数 52 件＝21.2% (4m未満道路)

10) 仲座

・接道条件を満たさない建物 76 件／総数 169 件＝45.0% (4m未満道路)

● 考察

・接道条件を満たさない敷地は、全体で 24.6%となっている。

・最も割合が高いのは、港川 61.0%、次いで仲座 45.0%、玻名城 33.2%となっている。特に港川は建物も密集しており、緊急車両の通行など安全安心の面からも問題と考えられる。

・仮に都市計画区域に編入された場合、具志頭地域の 2 割以上の不適格が生じることになるため、慎重な検討が必要である。

